

令和 2 年 4 月 2 1 日

災対各部長

災対総務部長

避難所における新型コロナウイルス対応指針について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 7 日付けで内閣府政策統括官付参事官等通知に基づき、下記のとおり取扱うこととしたので、各所属職員へ周知願います。

記

1 開設指針

- (1) 石巻市地域防災計画に基づき避難所を開設すると同時に、内閣府等の通知内容を反映しながら、可能な限り多くの避難所開設に努める。
- (2) 下記の運営方針に基づき、発熱等による健康観察が必要な住民については、会議室等の専用スペースに移動を促す。

2 運営方針

内閣府等の通知に基づき、発生した災害に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策のほか、次のとおり対応に努める。

- (1) 避難所内については、十分な換気に努め、スペースを確保するものとする。なお、スペースの確保にあたっては、概ね 2 メートル（大人が両手を広げた距離）を確保するものとし、家族の人数に応じた家族単位での距離を保つものとする。
- (2) 発熱、咳等の症状が出た住民がいる場合、専用のスペースを確保するものとし、一般の避難者との分離を図るものとする。

3 その他

石巻市地域防災計画に関する個別計画等のマニュアルについても、内閣府等の通知に基づき、各災対部で柔軟な対応をお願いします。

また、昨今の状況下において、災害発生時における避難所職員の動員について、各災対部の御理解、御協力をお願いいたします。